

医学部学外実習時の交通手段に関する取扱い要領

平成28年11月1日
制定

(目的)

第1条 この要領は、獨協医科大学（以下「本学」という。）医学部学生の学外実習時における交通手段について必要な事項を定めることを目的とする。

(交通手段)

第2条 医学部の学外実習時の交通手段は、原則として公共交通機関を利用するものとする。

第3条 前条に定める公共交通機関とは、電車、バス及びこれに準ずる交通手段を指すものとし、やむをえない場合はタクシーの利用を可とする。

第4条 前2条の規定にかかわらず、所定の手続きにより、当該実習の科目責任者（以下「科目責任者」という。）及び医学部教務部長（以下「教務部長」という。）の許可を得たときは、学生は学外実習時に自家用車（原動機付自転車及びオートバイを除く。）を利用することができる。

(自家用車の利用申請及び許可)

第5条 学外実習時に自家用車を利用しようとする学生は、当該実習施設の承諾を得た上で、所定の申請様式に必要な事項を記載し、当該実習開始日の2週間前までに教務課へ提出し、事前に科目責任者及び教務部長の許可を得なければならない。

第6条 科目責任者及び教務部長は、学生から学外実習時の自家用車利用の申請が提出された場合は、当該実習施設の地域性、時間的な都合、並びに公共交通機関の有無等により、自家用車利用の可否を決定するものとする。

第7条 科目責任者及び教務部長は、前条により自家用車の利用を許可された学生に対し、「学外実習時の自家用車利用許可書」を交付する。

(遵守事項)

第8条 学外実習時に自家用車利用を許可された学生は、交通法規やマナーを遵守し、事故を起こすことの無いよう安全運転に努めなければならない。

(雑則)

第9条 学生は学外実習に係る交通費について、公共交通機関、自家用車を問わず請求することができる。

2 前項の交通費を請求するときは、所定の申請様式により、原則として実習終了後1週間以内に教務課に提出するものとする。

3 前2項に規定する交通費の計算は、本学が定める方法によるものとする。

第10条 本学は、学外実習時における自家用車の盗難及び接触事故等について一切その責任を負わない。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

教務部長	科目責任者

部長	課長	補佐	主任	主任	係

医学部学外実習時の自家用車利用許可申請書

平成 年 月 日

医学部教務部長 殿

申請者

第 学年 出席番号 番

氏 名 ㊟

学外実習に当たり、下記の理由により自家用車を利用いたしたく、ご許可くださいますようお願い申し上げます。

記

項 目	記 載 事 項	備 考
実習科目名		
自家用車利用 年月日	① 平成 年 月 日() ② 平成 年 月 日()	3日間以上の場合は、追記する。
実 習 先	名称	
	住所	
	自家用車利用	(承諾 ・ 未承諾)
	駐車場所	
主な経路	~ ~	
有料道路	(利用する ・ 利用なし)	
同乗者の有無	(無 ・ 有)	「有」の場合は氏名を列記する。
自家用車車種		
// 登録番号		
加入している任意 自動車保険	保険証書番号	
	有効期限	平成 年 月 日
公共交通機関を 利用しない理由		

※本申請書は、実習の2週間前までに教務課へ提出する。

※申請者は、任意自動車保険に加入していることを条件とする。

※運行に当たっては、交通法規やマナーを遵守し、安全運転に努めること。

医学部学外実習時の自家用車利用許可書

第 学年 出席番号 番
氏 名

上記の者に、学外実習に当たり下記のとおり自家用車の利用を許可する。
なお、自家用車利用に当たっては、交通法規やマナーを遵守し、事故を起こすことの無いよう安全運転に努めること。
また大学は、学外実習時における自家用車の盗難及び接触事故等について、一切その責任を負わない。

記

項 目	記 載 事 項	備 考
自家用車利用可能年月日	③ 平成 年 月 日()	3日間以上の場合は、追記する。
	④ 平成 年 月 日()	
実習科目名		
実習施設名		

平成 年 月 日

医学部教務部長
科目責任者

部長	課長	補佐	主任	主任	係

医学部学外実習時の自家用車利用に係る交通費請求書

平成 年 月 日

経理部長 殿

請求者
第 学年 出席番号 番
氏 名 ⑩

学外実習に当たり、下記のとおり自家用車利用に係る交通費をお支払いくださるよう請求します。

記

項 目	記 載 事 項	備 考
実習科目名		
自動車利用月日	⑤ 平成 年 月 日() ⑥ 平成 年 月 日()	3日間以上の場合は、追記する。
実習先	(住所：)	
主な経路	~ ~	
交通費(燃料費)	円	
有料道路料金	円	
合計金額	円	

※本請求書は、実習終了後の1週間以内に教務課へ提出する。

※交通費計算は、本学規定により、10円/1kmとする。

※有料道路を利用した場合は、領収書を添付すること。